

PART 1

GENERAL ORGANISATION OF CYCLING AS A SPORT

スポーツとしての自転車競技組織

Rules amendments applying on 16.06.2025

以下の日付に施行されるルール改正を反映: 16.06.2025

改定前	改定後
SECTION 2 レースの主催 1.2.073 bis (旧版なし)	SECTION 2 レースの主催 1.2.073 bis (新規追加) 一元型プラットフォームを通じて管理される賞金については、該当する資金は最長2年間、そのプラットフォームの銀行口座に留め置かれるものとする。なんらかの理由(例: 支払いに必要なデータの欠如など)により、その期間内に受給者への支払いが完了できない場合には、当該資金は UCI に移管される。その後、UCI は当該賞金を最長で 3 年間保持し、その間に支払い手続きを完了させるべく合理的な努力を払うものとする。この期間が終了した時点で、該当資金は「CPA キャリア・移行支援基金 (CPA career and transition fund)」に支払われるものとする。